

新型コロナウイルス感染症ワクチンの定期接種の概要について

1 概要

令和5年度まで実施されていた新型コロナウイルス感染症臨時接種について、令和6年度から重症化予防により重傷者を減らすことを目的として、以下のとおり、予防接種法に基づく定期接種（B類疾病）として実施する。

2 対象者・接種回数

(1) 接種対象者

ア 令和7年3月31日現在で区内在住の65歳以上の者

イ 令和7年3月31日現在で区内在住の60歳以上65歳未満の者で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する者

(2) 接種回数

実施期間中に1回

(3) 使用ワクチン

毎年の流行に応じた株を選定することとし、令和6年度は、JN-1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むワクチンを使用する。

3 自己負担金額

2,500円

【内訳：接種基準単価 15,300円－（国補助 8,300円＋都補助 1,000円＋区補助 3,500円）＝2,500円】

ただし、次の該当者は、自己負担金免除とする。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

(3) 令和7年3月31日現在で75歳以上の者

4 実施期間及び実施医療機関

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで、特別区内の協力医療機関で実施する。

5 周知方法

(1) 予防接種予診票の対象者への個別送付

(2) 区報9月21日号

(3) 区ウェブサイト、SNS等